

平成20年度求人開拓事業 民間競争入札実施要項案に対する民間からの意見とその対応について
 (意見公募期間:平成19年11月1日～平成19年11月14日)

番号	意見対象箇所	意見の概要	考え方
1	1の(1)及び(4) 求人開拓事業の概要等及び確保されるべき求人開拓事業の質	本事業は、単に開拓求人数・充足数といった総量確保を目指すよりも、新たに掘り起こした開拓企業数や求人数(ハローワークに求人を出したことがない企業や最近利用のない企業の数)に重きをおくべき。	本事業は、雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する事業であり、新たな開拓企業と、これまで既にハローワークを利用している企業の別に関わらず、充足可能性が高い求人を広く開拓する必要があることから、確保されるべき求人開拓の質は、各地域毎に「開拓求人数」及び「開拓求人の充足数」を設定しているものである。
2	1の(3)の の口 その他の業務運営に当たっての条件	下記データの開示を追加してほしい。 雇用保険適用事業所の最新データ 過去の事業所接触履歴及び受理求人票	は、企業の同意を得ることが困難な個人データが含まれる場合があるため開示は困難である。 は、効率的な求人開拓の実施を図るため、毎月第1営業日における有効求人及び日々の新規受理求人の事業所名称、住所の情報に加えて、今般、各種業務統計等を情報提供することを実施要項上明記したところであり、これらの情報を活用いただきたい。
3	2 実施期間	契約期間を最低3年位で設定すべき。	本事業は、雇用失業情勢の厳しい地域に限定して行う事業であり、雇用失業情勢が改善すれば終了すべき事業であるため、予め一地域で長期間実施することを予定できない性質を有しているものである。